

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規程

(名称及び事務所)

第1条 このセンターは、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）と称し、事務所を社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置く。

(目的)

第2条 このボランティアセンターは、市民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、組織的なボランティア活動の育成、援助を行ない、心豊かな社会福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) ボランティアに関する啓発
- (2) ボランティア活動を行なう個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等の登録及び斡旋
- (3) ボランティア活動を行なう個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等に対する援助及び指導
- (4) ボランティア活動を行なう個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等の連絡・調整
- (5) ボランティア活動に関する実情把握
- (6) ボランティア活動資材の整備及び貸与
- (7) その他上記の目的を達成するために必要な事業

(運営委員会)

第4条 事業の運営についての意見を聞くために、下記の関係者の中から運営委員会を構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア活動団体等関係者
- (3) ボランティア受入側団体等関係者
- (4) 社協関係者
- (5) 行政機関関係者

2 運営委員会の委員は若干名とし、本会会長がこれを委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役員)

第5条 運営委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長は、委員会の互選によって選出し、その任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、運営委員会を代表し会務を掌理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(報酬)

第7条 出会等の委員の報酬及び費用弁償等については、本会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が本会会長と協議して別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月4日より施行する。